

第18回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成30年11月28日（水）午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第18回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成30年11月28日(水) 13時54分
2. 閉会時間 平成30年11月28日(水) 14時17分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 0名
6. 出席推進委員の数 3名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後1時54分開始

議長

皆さんこんにちは、2時前ではありますが皆さん全員集まられていますので、只今より、第18回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 3筆 3, 140平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、2件 3筆 2, 482平方メートルの届けがありました。以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑 2筆 1, 166平方メートルを・・・で贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、18, 623平方メートルで、農機具は、トラクター3台、トラック1台、キャリー1台、動力噴霧器2台などを所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で、40年の農作業歴があります。父・妻・子の4人で農業を営んでおり、玉ねぎ、ニンニクを作付し、通作距離は自宅より約2キロメートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲渡人は、. . . の.さん、譲受人は、. . . の.さんです。

畑 1筆 319平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、21,790平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。妻と2人で農業を営んでおり、煙草、玉ねぎ、水稲を作付し、通作距離は自宅より約10.5キロメートルということで、問題なしと判断しております。なお、当該地は賃貸借権設定により、譲受人が耕作者となっておりましたので、補足します。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地414平方メートルを譲り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。.....

委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側は農地、南側及び西側は宅地

となっております。

切土造成し、雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は大正年月日不詳頃から自宅に付帯する納屋が建っていましたが、昭和43年頃に取り壊し、現在は隣接する・・・番・及び・・・番・(宅地)と共に住宅用地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ……

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて宅地となっております。

現地を見ますと、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することと問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成元年12月10日から隣接する・・・番及び・・・番(雑種地)と一体に住宅用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は河川及び道路を挟んで農地、それ以外の周囲は宅地及び雑種地となっております。

現地を見ますと、住宅が建って、隣接する宅地と一体に住宅用地として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成10年8月頃から土地に傾斜があり作付できず、山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、周囲はすべて山林となっております。

現地を見ますと、雑木が生い茂り、山林となっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番　・・・・・・　委員、・・・番　・・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・・　委員、・・・・・・　委員　退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　14件　40筆　35,965.00㎡

耕作権の再設定　　7件　21筆　20,293.00㎡

合　　計　　21件　61筆　56,258.00㎡　です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページに記載のとおりで、3件　3筆　4,386.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案　農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・・・・ 委員、・・・・・・の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 入場)

・・委員、・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。次に、第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番・・・・・・ 委員、・・番・・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、39筆 35,133平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の意見聴取の依頼がありました。

議案集の12ページから13ページをご覧ください。また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、13名の方全員、すべての許可要件を満たしております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・・・ 委員、・・・・・・ 委員 入場)

・・委員、・・委員に関する案件も含め、「問題なし」ということで市に回答することに決定しましたので報告します。

以上で、第18回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第18回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時17分